
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和 4 年下川町議会定例会を再開し、2 月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 8 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、傍聴人数を制限しております。

○議長（近藤八郎君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、7 番 小原仁興 議員及び 1 番 齊藤好信 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和 4 年下川町議会定例会 2 月臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、2 月臨時会議に提案されます議案等の審議要領等について審議を行いました。

2 月臨時会議の提案事項については、町長提案が 4 件で、内容は、条例改正 1 件、補正予算 3 件であります。

また、議会提案は 1 件で、内容は委員会報告 1 件であります。

これらの状況を考慮し、2 月臨時会議の本会議については、本日 1 日とすることといたしました。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。条例改正の「下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、補正予算の「令和 4 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）」については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただくことといたしました。

その他の町長提出案件 2 件、議会提案 1 件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

以上、議会運営委員会における審査結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、2 月臨時会議の審議を要する期間について、本日 1 日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、2 月臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日 1 日限りといたします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。
報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 議案第52号「下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案を提案する前に、2月臨時会議開会に当たりまして、一言御挨拶を述べさせていただきたいと存じます。

既に2月中旬を迎え、さらに冬の風物詩であるアイスクャンドルミュージアムも終了して、厳しい寒さも一段落したところと思いますが、まだ春の訪れには時間を要するものと考えているところでございます。

このような折、2月臨時会議を開催させていただきましたところ、議員各位には、時節柄大変御多用のところ、御出席を賜り、心より感謝申し上げる次第でございます。

本日提案させていただくのは、条例案1件、補正予算3件に係る議案4件でございます。議員各位には、議案審査に当たり、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、議案第52号を提案させていただきます。

議案第52号 下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、町長の給料月額について減額をするものであります。

改正の内容は、町長の3月分給料を20%減額し、町長の給料につきまして、現行の73万円を58万4,000円とするものであります。

この給料の減額につきましては、12月定例会議の一般質問でも述べさせていただいたところではありますが、事務手続上の不備による旅費の重複支給等に当たり、責任を明確にさせていただくため、本条例を提案した次第でございます。

旅費支給状況について、平成27年度以降分を改めて調査した結果、12件、19万9,590円の重複支給等が判明いたしました。この額に返還までの利息2万377円を加算し、総額21万9,967円について、既に返還手続を済ませてございます。

今後、このようなことが起こらぬよう、これまで以上に確認作業等に細心の注意を払ってまいり所存でございます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 52 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長(近藤八郎君) 日程第 5 議案第 53 号「令和 4 年度下川町一般会計補正予算(第 9 号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第 53 号 令和 4 年度下川町一般会計補正予算(第 9 号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度一般会計の第 9 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 3,063 万円を追加し、総額を 56 億 5,022 万円とするものでございます。

今回の補正予算の追加につきましては、緊急を要するもの等を計上しております。

主な補正予算の概要を申し上げますと、民生費では、出産・子育て応援交付金、認定こども園運営事業に係る経費を、商工労働費では、指定管理者物価高騰対策給付金、まちおこしセンター管理事業に係る経費を計上しております。

土木費では、公営住宅維持管理事業に係る経費を、教育費では、公民館・町民会館管理運営事業に係る経費、中学校施設管理事業に係る経費、スポーツ選手育成支援事業交付金を計上しております。なお、これらの財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金を計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたします。よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(近藤八郎君) ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 53 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長(近藤八郎君) 日程第 6 議案第 54 号「令和 4 年度下川町下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 54 号 令和 4 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度下川町下水道事業特別会計の第 4 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 106 万円を追加し、総額を 3 億 7,905 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、下水道費で、下川浄化センターの動力電気料の高騰に伴う経費を増額計上しております。

なお、財源として、繰入金を計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 54 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 7 議案第 55 号「令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 55 号 令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計の第 6 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、管理費で、下川浄水場及び増圧ポンプ室の動力電気料の高騰に伴う経費の増額及び、下川浄水場管理委託料の確定に伴い経費を減額計上しております。

これら全体の財源調整として、総務費の簡易水道施設基金積立金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） ただいま提案されております議案第 55 号ですが、今回はこういった形での提案ということになります。今後ですね…見通しということになるんですが、このように電気料が高騰していくということは、やがて…これは町民の水道使用の料金に跳ね返るとか、そういったことというのは、今後、町としても検討するようなことになるのでしょうか。今後の見込みということで、今すぐの回答にはならないかもしれませんが、このあたりについて何か見解があれば、お示してください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 料金に係る部分でございますけれども、当然…経費がかかっていけば、今、料金収入で賄っているということもございまして、そういったところを考えなきゃいけない時期も来るんじゃないかなというふうに思います。

また、浄水場の整備については、現在進行中ございまして、新しい施設になった時の管理運営体制も含めてですね、検討していく時期が来るんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 55 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。
ここで、委員会による審査の間、休憩といたします。

休憩 午後 3 時 2 2 分

再開 午後 4 時 5 0 分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、本会議を再開いたします。
お諮りいたします。
会議時間は、議会会議条例第 11 条の規定で午後 5 時までとなっておりますけれども、議事の都合により、同条第 2 項の規定により会議時間を延長したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、会議時間を延長いたします。
これより暫時休憩といたします。

休憩 午後 4 時 5 1 分

○議長（近藤八郎君） ただいまから、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第8 議案第52号「下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第52号 下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

「事実関係が明確ではないが」との質問に対して、「旅費の請求に対して支出をする。その請求に過ちがあり、それに気付かないで支出した。認識不足と伝達不足があったものである。」、「20%減額するとのことであるが、その20%の根拠が何か」の質問に対し、「根拠はない、町長が決めた。」との答弁がありました。

その後の委員間討議では、20%が妥当であるか否かが議論となり、根拠が明確でないところで意見が分かれたところであります。

議論の結果、提案されたものを修正するものである。今後、同様の事案については、特別職報酬等審議会などに意見を求めるなど、第三者の見解も聴取していくことも必要であると考えます。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は「584,000円」を「438,000円」に修正することとし、修正して可決するべきものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、修正案に賛成者の発言を許します。
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） それでは、今報告のありました修正案に賛成の立場から述べさせていただきます。

御案内のとおり、今回、町長の旅費の二重支給についての事案でございますが、まず第1点目として、提案理由にございました…事務手続の不備、これまでいろいろ議論してきましたけども、これは職員の名誉のためにもですね…まず申し上げたいのは、職員には一切不備がないということをご共有をさせていただきたいと思っております。

2点目としまして、本事案については、町長自ら申告しなかったということから生じた事案でありまして、今回提案に当たりましては、町長が自らの解釈によって、20%という提案をされたわけでございます。20%の議論があったわけでございますが、先ほど、明確な根拠がないと…明らかな根拠がないということでしたが、本来、なぜこういう事態、事案が起きたのかというところが、事実のですね…確定をやはり明確にしないと、責任の取り方が明確にならないわけでございます。例えば本当にうっかりだったのか、分かっていたのか、重大な過失があったのか、故意なのか…いわゆる事実ですね、これが大きなものになるわけでございますが、そういう中で20%の減額の提案がありました。それと…重要なポイントなんですが、これまで町長はいろんな責任を取って減額をしてきましたが、これまでは職員の事務のいろんなものに対しての管理監督責任でございます。それによって減額をされてきたわけでございますが、今回の事案は町長自らの行動における責任でございます。ですから、同一的に考えるのは…これはやはり無理があるのだと思っております。

そんなことを踏まえましてですね、20%…根拠がないんですが…といつつ、これまで町長が責任を…とのことで減額してきたところにおいては10%、15%が最高だったんだと思っております。そんな中で、やっぱり自ら…20%の責任なんですが、これが重たいのか軽いのかということがあるんですが、やはり先ほど申し上げた事案からするとですね、自ら…やはり責任を…重たい中でも2か月取るという責任の取り方がやはり適当ではないかということでございます。やはり民主主義の原理原則で、やはり自ら意思を決定して…それをじゃなくて、いろんな手続の取り方が…それぞれ独立した機関がございますので、やはり独立した機関に諮って、そして事実確定をしっかり定め、そして明確に責任の取り方をするということが原理原則なんだと思っております。

いずれにいたしましても、いかなる理由があろうとも、私たち…公金を扱っている者としては、姿勢を正して、やっぱり自ら律するということが、この職にある…町長ばかりではなくて、私たちもそうなんだと思っております。これが…やはり町民の理解が得られることだと思います。

少し長くなりましたけども、ちょっと経過などを踏まえまして、修正案に賛成の立場から述べさせていただきました。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに発言はありますか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これから、議案第 52 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、修正です。
本案に対する修正案について、起立により採決します。
この修正案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 52 号の修正案は可決されました。
次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。
修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 9 議案第 53 号「令和 4 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 53 号 令和 4 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

今回は、一般会計の第 9 回目の補正予算でありまして、緊急を要するもの等に伴う補正であり、歳入歳出それぞれ 3,063 万円を追加し、総額 56 億 5,022 万円とするものであります。

審査に当たり、総務課長などから、概要書、事項別明細書等により補正予算の説明を受け、その後、所管の課長などから説明を受けました。

指定管理者物価高騰対策給付金事業については、物価高騰によるもので、結構大きな額である。物価や燃料高騰は、全町民が受けている被害である。今回の財源は、地方創生臨時交付金も使うが、指定管理者に対して一定の線引きはあるかと思う、との意見がありました。

よって、指定管理者に関しては、随時協議を行い、種々の決定をしているようである

が、支援に当たり一定の基準は設けるべきである、などの意見がございました。

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。
議員各位の協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果について報告いたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 53 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第 53 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） ただいま春日議員から、先ほど、議案第 52 号に対する修正案賛成意見について、一部発言の訂正の申し入れがありましたので、許可いたします。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 議案第 52 号でございますが、私の賛成討論の中で、1 か月 40 万円でございますので、こちらにありましたとおり 58 万 4,000 円を 43 万 8,000 円に修正するということでございます。修正の方、よろしく願いいたします。大変失礼いたしました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和4年下川町議会定例会2月臨時会議を閉会といたします。

午後8時7分 閉会

○議長（近藤八郎君） 町長から申し出により御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 2月臨時会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今臨時会議におきまして、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、心より御礼を申し上げる次第であります。また、提案させていただきました議案4件につきまして、一部修正を含めお認めいただき、深く感謝申し上げます。

結びに、今後とも議員各位には、御指導賜りますことを心よりお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 本日は、以上をもって散会といたします。大変長い時間、ありがとうございました。